

社会・援護局関係主管課長会議資料

～社会福祉法人関連部分抜粋～

平成26年3月3日（月）

社会・援護局 福祉基盤課

1 社会福祉法人制度について

(1) 社会福祉法人制度の見直し検討について

ア 社会福祉法人の在り方等に関する検討会の設置について

平成 12 年の社会福祉基礎構造改革以降、10 年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化・複雑化など、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化している。

また、先般の臨時国会においては、生活困窮者自立支援法が成立し、生活保護受給者にかかわらず、その手前の段階にある生活困窮者に対する支援事業の創設など、新たな福祉ニーズへの対応を行っていくこととしており、社会福祉法人には、こうした新たな福祉ニーズに積極的に取り組んでいくことが期待されている。

一方、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、「規制改革実施計画」（同日閣議決定）及び「社会保障制度改革国民会議報告書」（同年 8 月 6 日公表）においては、非課税扱いにふさわしい地域貢献や運営の透明性を確保すること等についての提言もなされたところである。

このため、厚生労働省においては、昨年 9 月に外部有識者等で構成する「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を立ち上げたところであり、本年 5 月を目途に論点整理を行うこととしている。その後、社会保障審議会福祉部会において議論を行った上で、必要な制度見直しを行う予定としている。

イ 検討会におけるこれまでの議論について

検討会においては、以下のとおり、社会福祉法人が地域から期待される更なる取組、社会福祉法人のガバナンス、大規模化・協働化等について議論を行ってきたところである。

開催日	議題
第 1 回 (9 月 27 日)	今後の社会福祉法人の在り方について (フリーディスカッション)
第 2 回 (10 月 28 日)	社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について

第3回(11月18日)	社会福祉法人のガバナンスについて（法人組織の在り方、透明性の確保について）
第4回(12月16日)	社会福祉法人の大規模化・協働化等について
第5回(1月20日)	社会福祉法人の適正な運営の確保について
第6回(2月20日)	・イコールフッティングについて ・福祉人材の確保について

各回における委員からの主な意見（参考資料1）としては、「地方公共団体の中では、社会福祉事業のみ実施すれば良いという考えがある」、「社会福祉法人の利益は、積極的に地域に還元すべき」、「役員等の損害賠償責任など明確にすべき」、「一定規模以上の法人は専門家による外部監査の導入が必要」、「法人規模が拡大することにより、牽制機能が働く」等の意見がなされたところであり、これらの意見を踏まえ、論点整理を行っていくこととしている。

厚生労働省としては、検討会を通じて、社会福祉法人が自らの意思により、制度の狭間にある者に対する支援や社会的な必要性が高いものの参入主体が少ない事業など、地域に発生している福祉ニーズに適応し積極的に対応する方策等について検討することとしており、各都道府県等におかれても、本検討会での経過を十分に注視いただくとともに、所管法人に対する適切な助言・指導等をお願いしたい。

なお、これまでの検討会における詳細な検討経過（資料及び議事録）については、以下を参照願いたい。

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html>

ウ 規制改革会議での議論について

規制改革会議においては、最優先案件の1つとして、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティングの確立」が挙げられ、委員の意見、厚生労働省や事業者団体からのヒアリング等を踏まえて、昨年12月に「事業者のガバナンス」及び「経営主体間のイコールフッティングの確立」の2つの観点から論点整理が行われたところである。厚生労働省としては、本年2月に論点整理に対する見解を本会議に示したところである（参考資料2）。

本会議では、引き続き、議論を行うこととされており、各都道府県等におかれては、検討会の状況と併せて本会議の議論の動向も注視いただきたい。

○内閣府（規制改革会議）ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/meeting.html>

（２）社会福祉法人運営の透明性の確保について

ア 平成 24 年度の財務諸表の公表状況について

社会福祉法人運営の透明性の確保に関しては、これまでも、福祉サービスの利用を希望する者や利害関係人に対して、財務諸表等を公開することとしてきたところであるが、昨年 5 月の規制改革会議においては、社会福祉法人の経営状態が分かりやすくなるよう経営情報を公開するよう、見解が示されたところである。

これを踏まえ、厚生労働省としては、昨年 5 月に各都道府県等の所轄庁に対して、所管する社会福祉法人が平成 24 年度の財務諸表をホームページ等で公表するよう指導を行うとともに、所轄庁のホームページにおいても、所管する社会福祉法人の財務諸表を公表するよう要請したところである（「社会福祉法人の運営に関する情報開示について（平成 25 年 5 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知）」）。

しかしながら、当該通知を踏まえた社会福祉法人及び所轄庁の取組状況をみると、全国約 1 万 9 千法人のうち、約 4 割の法人がホームページが存在するにもかかわらず、財務諸表を公表していないこと、また所轄庁においてもホームページでの公表が約 1 割にとどまるという結果（参考資料 3）となっており、厚生労働省としてもこのことを重大に受け止め、平成 25 年度以降の財務諸表については、（２）イのとおり公表を義務化することとしたものである。各都道府県等におかれては、現在の公表状況も踏まえつつ、公表に向け社会福祉法人への強力な指導をお願いしたい。

イ 平成 25 年度以降の財務諸表の公表の義務化について

前述の規制改革実施計画においては、平成 24 年度の財務諸表の公表状況の調査のほかに、全ての社会福祉法人が平成 25 年度以降の財務諸表の公表を行い、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、平成 25 年中に結論を得て、

平成 26 年度当初から措置することとされていた。

社会福祉法人は、公益性の高い法人であり社会的な責任が大きいことを鑑みれば、国民に対して経営状態を積極的に公表し透明性を確保することにより、国民から法人に対する理解を得る努力を行うことは法人の責務であることから、昨年 11 月に開催された第 3 回検討会において議論を行った上で、平成 25 年度以降の財務諸表について、インターネット上での公表の実施について義務化することを決定したところである。各都道府県等におかれては、趣旨をご理解いただき、所管する法人の財務諸表の公表に向けて、強力な指導をお願いしたい。

その一方で、ホームページが存在しない法人や未公表の法人も想定されることから、当該法人の財務諸表を所轄庁のホームページで公表することにより対応することとしている。各都道府県等の所轄庁におかれては、この点についてもご協力をお願いしたい。

ウ 社会福祉法人審査基準等の改正について

これまで、社会福祉法第 59 条に基づき所轄庁に現況報告書を提出することとしているが、今般、①法人の財務諸表の電子データ化による公表の実施、②所轄庁のホームページで財務諸表を公表する際の利便性の向上、③法人の運営及び財務状況の集計・分析が可能となるよう、来年度より現況報告書及び付属書類である財務諸表について、電子データで提出を求めることとしている。

また、(1)ウのとおり、規制改革会議の論点整理において、社会福祉法人の財務諸表の公表に当たって、標準的な様式を提示することにより補助金の収入状況等を明確にすることとされており、厚生労働省としても、国民に対して経営の透明性を示すことが必要と考えることから、財務諸表の公表に当たっての標準的な様式を作成することとしている。

こうした取組の実施に当たり、「社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知）」別紙 1 社会福祉法人審査基準及び別記第 1 様式第 5 社会福祉法人現況報告書様式例等の改正に向け調整中であり、今後、パブリックコメントなどの手続を経た上で速やかに改正通知を発出することとしている。なお、改正案につい

ては、別途各都道府県等あてに情報提供させていただく予定としていることから、ご了承ください。

(3) 社会福祉法人関連予算について

ア 社会福祉法人の運営及び財務状況の把握について

社会福祉法人制度の見直しに当たっては、全国に約2万存在する社会福祉法人の運営及び財務状況の現状把握・分析が必要不可欠である。しかしながら、現在、社会福祉施設に特化したデータは存在するものの、厚生労働省として法人を単位とした運営基盤に関するデータを把握できていない状況にある。

このため、平成26年度予算案においては、見直し検討のための基礎データとして使用するため、全国の社会福祉法人を対象として、法人運営や財務状況等について、専門的知見を活用しながら集計・分析を行うために必要な委託費を計上したところである。集計・分析の実施に当たっては、所管する社会福祉法人の財務諸表のデータの提供などについて、各都道府県等の御協力をお願いしたい。

イ 福祉医療機構による社会福祉法人に対する経営支援について

独立行政法人福祉医療機構においては、社会福祉法人が地域の中でその役割を果たし、安定した経営が行われるよう、福祉貸付事業を通じて得たデータを活用した経営支援事業の実施など、これまでも社会福祉法人の経営支援に取り組んできたところである。

平成26年度予算案においては、社会福祉法人に対する期待や「日本再興戦略」において、法人規模拡大の推進等、経営を高度化するための仕組みの構築等を実施するよう求められていること等を踏まえ、合併等による経営規模の拡大や経営不振状態の法人の経営安定化を支援するため、福祉貸付事業において、下記の融資を新たに行うとともに、積極的な経営支援に取り組むこととしている。

・法人間の合併等経営規模拡大に必要な経営資金融資の実施

・経営不振状態の法人に対し、経営支援と併せて行う経営資金融資の実施

(4) 社会福祉法人の認可等に係る権限移譲について

政府においては、個性を活かし自立した地方をつくるために地方分権改革を推進し

ており、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、
「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成
25 年 9 月 13 日地方分権改革推進本部決定）、「大都市制度の改革及び基礎自治体の
行政サービス提供体制に関する答申」（平成 25 年 6 月 25 日地方制度調査会答申）を
踏まえた「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20
日閣議決定）において、社会福祉法人の認可等に関する権限について、

- ・ 2 以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限が地方厚生局か
ら都道府県に移譲
- ・ 主たる事務所が指定都市の区域内にあり、従たる事務所が都道府県の区域内にあ
る法人に関する認可等の権限が都道府県から指定都市に移譲

することとされたところであり、今国会に提出される予定の関係法律の整備に関する
法律案とは別に、今後、必要な法整備を行う予定としているので、ご了知願いたい。

(5) 税額控除制度の周知について

平成 23 年 6 月の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正により、個人が一
定の要件を満たした社会福祉法人、特定非営利活動法人等へ寄附金を支出した場合、
寄附者が所得控除制度か税額控除制度かのいずれかを選択することができるようにな
っている。

税額控除制度は、個人による小口寄附を促進する効果があるものであり、新たな寄
附者が増えることなどが期待されており、この制度利用のためには、社会福祉法人が
申請し、一定の要件を満たしていることの所轄庁からの証明を受けることが必要とな
っている。

社会福祉法人については、他法人と比較して税額控除制度の利用状況が低調である
ことから、各都道府県等におかれては、所管法人に対して制度活用を積極的に周知い
ただくようお願いしたい。また、ホームページ等を活用し、住民等への広報について
も併せてお願いしたい。